

## 【仕事がなくなった技能実習生、特定技能の人へ】

新型コロナウイルス（Covid-19）のせいで、仕事がなくなった技能実習生と、特定技能の人は、違う種類の仕事をしても良いという、新しいルールができました。出入国在留管理庁が4月20日から、新しいルールを始めました。

これまでのルールでは、技能実習生や特定技能の人は、日本で働くことができる仕事の種類（業種）が決まっていました。

それ以外の仕事はしてはいけませんでした。

新しいルールでは、新型コロナウイルス（Covid-19）のせいで仕事がなくなった技能実習生や特定技能の人は、仕事の種類を変えて、働くことができます。

新しい仕事が決まると「特定活動」の資格になります。

1年間働くことができます。

出入国在留管理庁は、まだ日本で働きたい技能実習生や特定技能の人が、新しい仕事を探すことができるように、手伝います。

農業や介護などの会社（事業者）は、いま働く人を探しているので、紹介  
します。

まずは「日本で新しい仕事を探しています」と、「外国人技能実習機構」  
や「出入国在留管理庁」に相談してください。

いま、あなたが働いている、監理団体や受け入れ機関（会社）が、手伝う  
はずです。

もとの記事

<https://digital.asahi.com/articles/ASN4K65XVN4KUTIL00P.html>

出入国在留管理庁の情報 <http://www.moj.go.jp/content/001319049.pdf>

出典：

「仕事がなくなった技能実習生、特定技能の人へ」（やさしい日本語ニュー  
ース／withnews・朝日新聞 2020年4月18日）

URL:

[https://www.facebook.com/yasashiinews/posts/215082356600586?\\_\\_tn\\_\\_=-R](https://www.facebook.com/yasashiinews/posts/215082356600586?__tn__=-R)

HP 出典

特定非営利活動法人 多言語センターFACIL